

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁丙鑑発第8号  
平成31年3月20日  
警察庁刑事局長

### 警察犬の効果的な運用について（通達）

犯罪捜査等における警察犬の効果的な運用を図るため、必要な事項を下記のとおり定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、適切な運用を図られたい。

#### 記

##### 1 直轄警察犬及び必要な施設等の整備

警察における警察犬の運用形態については、約半数の県警察において、嘱託警察犬審査会に合格し、あらかじめ犯罪捜査等のための出動を嘱託した警察犬（以下「嘱託警察犬」という。）のみによっているが、同警察犬では、迅速な出動を期待することができない場合があること、銃器等を使用する事件における出動については、危険防止上好ましくないこと、特殊な事件に対応した運用には限界があること等から、皇宮警察本部長、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長（以下「警察本部長等」という。）は、警察において直接管理運用する警察犬（以下「直轄警察犬」という。）及び犬舎その他必要な施設等の整備に努めるとともに、直轄警察犬の特性を勘案して、その適正な管理運用を行うこと。

##### 2 嘱託警察犬

- (1) 警察本部長等は、嘱託警察犬について、犯罪捜査等のための出動に必要とされる性格、能力等を十分調査し、適格性を有しているか否かの審査を行うこと。
- (2) 警察本部長等は、警察犬の嘱託に当たっては、その所有者等との間に、出動時の連絡に関する事、出動する事件等の範囲、嘱託期間、嘱託警察犬の

借上げに要する費用、嘱託警察犬の訓練に関すること等、必要と認める事項をあらかじめ定めるなど、緊密な連携を保持し、積極的な運用に努めるものとする。

### 3 体制

- (1) 皇宮警察本部、警視庁、各道府県警察本部及び方面本部に運用責任者を置き、皇宮警察本部にあつては警備第二課長を、警視庁、各道府県警察本部及び方面本部にあつては鑑識課長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、直轄警察犬の運用のほか、嘱託警察犬の運用についても、嘱託警察犬の所有者等と緊密な連絡を取り、嘱託警察犬の積極的な出動に配慮すること。
- (3) 運用責任者は、直轄警察犬を運用するに当たり、所属の職員の中から直轄警察犬担当者（以下「担当者」という。）を指定し、直轄警察犬の飼育、訓練及び出動に従事させること。

なお、担当者の指定に当たっては、専門的な技能及び知識並びに犬との信頼関係の確立が必要なことから、警察犬に対して熱意を持ち、かつ、比較的長期にわたり継続して勤務することが可能な職員を指定すること。

- (4) 運用責任者は、担当者の技能を向上させるため、訓練、講習等必要な教養が十分に行われるよう配慮するとともに、警察職員に対し、警察犬の活用に必要な教養を積極的に実施すること。

### 4 訓練

運用責任者は、直轄警察犬について、服従訓練、嗅覚訓練及び警戒訓練を反復実施するものとし、その細目は、別表「直轄警察犬訓練基準」のとおりとする。

なお、訓練の要領は、警察庁刑事局犯罪鑑識官が別に定める。

### 5 出動

- (1) 皇宮警察本部護衛署長、警察署長及び警察本部事件担当課長等（以下「警察署長等」という。）は、犯罪捜査等のため必要と認めるときは、運用責任者に対し警察犬の出動を要請するものとする。
- (2) 運用責任者は、前項の出動要請があつた場合において必要があると認めるときは、直ちに、直轄警察犬を出動させ、又は、嘱託警察犬を出動させるた

めの措置を執るものとする。

- (3) 運用責任者は、警察署長等と緊密な連絡を取り、直轄警察犬及び嘱託警察犬の効果的な出動を図るよう留意すること。
- (4) 運用責任者は、事件、事故等を認知した場合において急を要すると認めるときは、警察署長等の出動要請を待つことなく、積極的に直轄警察犬を出動させ、又は嘱託警察犬を出動させるための措置を執るよう配意すること。

## 6 簿冊の備付け

- (1) 運用責任者は、直轄警察犬及び嘱託警察犬について、「犬籍カード」（別記様式）を作成し、その写しを警察庁刑事局犯罪鑑識官に送付すること。
- (2) 運用責任者は、前項の「犬籍カード」のほか、日誌、出動結果記録簿その他必要な簿冊を備え付け、直轄警察犬及び嘱託警察犬の管理運用の状況を明らかにしておくこと。

## 7 報告

警察犬の運用に関し顕著な功績又は特異若しくは重大な事故があったときは、速やかに、皇宮警察本部長、警視総監及び北海道警察本部長にあっては警察庁刑事局犯罪鑑識官に、府県警察本部長にあっては警察庁刑事局犯罪鑑識官及び管区警察局広域調整担当部長に事案発生の日時、場所、事案の概要及び警察犬名等をそれぞれ報告すること。

## 8 その他

- (1) 直轄警察犬及び犬舎その他必要な物品については、物品管理に関する法令その他の規程に定めるところにより、その適正な管理を行うこと。
- (2) 警察法第60条第1項の規定に基づき、担当者及び直轄警察犬の派遣要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うこと。
  - ア 派遣要請を必要とする理由
  - イ 派遣を希望する担当者及び直轄警察犬の数
  - ウ 派遣を希望する日時及び期間
  - エ その他必要な事項
- (3) 直轄警察犬の管理運用に当たっては、狂犬病予防に関する法令、地方公共団体の飼犬に関する条例等を遵守すること。

別表

直轄警察犬訓練基準

訓練種目	細目
服従訓練	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 停座</li><li>2. 伏臥</li><li>3. 立止</li><li>4. 踞座</li><li>5. 休止</li><li>6. 招呼</li><li>7. 脚側行進</li><li>8. 物品持来</li><li>9. 障害飛越</li><li>10. 前進及び方向変換</li><li>11. 咆哮</li><li>12. 環境馴致</li></ol>
嗅覚訓練	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 足跡追及</li><li>2. 臭気選別</li><li>3. 地域搜索</li></ol>
警戒訓練	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 对人警戒</li><li>2. 物品監守</li><li>3. 攻撃</li><li>4. 禁足咆哮</li><li>5. 凶器奪取</li><li>6. 犯人護送</li></ol>